

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	288	294	△6	△ 2.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	288	294	△6	△ 2.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	3,006	2,986	20	0.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,006	2,986	20	0.7

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		600	600	—
(内訳)	一般施設費	404	414	△10
	教育環境整備費	80	83	△3
	災害復旧費	4	4	—
	公害対策費	1	1	—
	特別施設費	111	98	13

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		600	600	—
(財源)	財政投融资	288	294	△6
	財政融資	288	294	△6
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	312	306	6
	厚生年金勘定借入金	206	212	△6
	貸付回収金	456	454	2
	借入金償還	△350	△360	10
	その他	1	0	0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割となっており、私立学校は我が国の学校教育に大きく貢献しており、「公」の性質を有している。また、私立学校は、多様化する国民のニーズに応じ、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を展開している。

このように、私立学校は我が国の学校教育の発展にとって質・量の両面にわたって重要な役割を果たしており、「公」の性質を有している。

私立学校の資産の大部分は、施設設備等の固定資産が占めており、これらを充実させることが教育条件を維持・向上させるための大きな要素となっている。学校法人は施設設備の充実を図る際に、一時的に多額の支出を伴うことになるが、その経費をある一時期の学生等だけに負担させるのではなく、将来にわたって負担を分散させる必要がある。そのため、学校法人は長期かつ低利での資金借入を希望するが、一般的に民間金融機関は、返済期間が長期となる事業資金の貸付には極めて慎重である。

日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）は、こうした学校法人からの資金需要に対して、期間が長くかつ調達コストが低い公的資金である財政融資資金の融資を受け、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の貸付を実施し、我が国の私立学校における教育の振興に寄与していることから、その事業は、平成26年6月にまとめられた「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」に記載されている平時における公的金融機能のうち「民間では担えないリスクの負担」の機能を有している。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民間金融機関では対応が困難な長期・低利での貸付を実施するにあたって、これまでに以下のとおり対象事業の重点化や効率化を図っている。

イ 貸付費目の廃止

- (イ) 一般施設費のうち移転費を廃止（平成15年度）
- (ロ) 教育環境整備費のうち私立大学奨学事業を廃止（平成19年度）

ロ 貸付対象学校の縮小

- (イ) 教育環境整備費のうち「校教具」の融資対象学校から大学院・大学・短期大学及び高等専門学校を原則除外（平成15年度）
- (ロ) 教育環境整備費のうち「校教具」の融資対象学校から高等学校、中等教育学校中学校及び小学校を原則除外（平成19年度）

ハ 貸付利率の見直し

一般施設費及び特別施設費の貸付利率設定方法を、一般施設費は基準金利

+0.1%から+0.3%に、特別施設費は基準金利+0.3%から+0.4%にそれぞれ引き上げ（平成14年度）

二 貸付条件の見直し

(イ) 特別施設費の融資率（貸付事業額に対する融資額の割合）を85%から80%に引き下げ（平成15年度）

(ロ) 一般施設費の次世代型学校施設整備事業の融資率を85%から80%に引き下げ（平成18年度）

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

事業団は、前身にあたる私立学校振興会（昭和27年創立）の時代から累計で総額34,799億円、38,322件の貸付を学校法人等に対して行っており、これにより、私立学校の振興に努めてきた。

この事業団の長期・低利の貸付事業は、これまでに私立学校経営の安定をもたらすのみならず、私立学校の個性豊かな教育研究活動の活性・向上を促し、将来を担う人材の育成や新技術の開発及び新産業の創出等に繋がるなど、我が国の発展に寄与している。

また、事業団の貸付により整備した私立学校の施設等を、学生・生徒等が授業料等を納入し利用しており、適正な受益者負担を実現している。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

事業団の貸付事業は、私立学校振興助成法第10条等に基づき行われる私学振興のための施策であり、民間では対応が困難な長期・低利の貸付を行っている。このため、資金の調達としては、まず自己資金を調達した上で、期間が長く、かつ調達コストが低い財政融資資金から資金借入を行っている。

また、事業団における過去の貸付金残高・貸倒引当金残高・リスク管理債権は以下のとおりである。

（単位：億円、%）

	貸付金残高 (A)	貸倒引当金残高	リスク管理債権額 (B)	リスク管理債権の割合 (B/A)
令和4年度	5,130	50	80	1.57
令和5年度	4,803	57	82	1.70
令和6年度	4,771	51	73	1.53

貸倒引当金については「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」に基づき個々の債務者ごとに、債務者区分及び担保分類を行った上で、貸倒引当金計上額を算出している。

リスク管理債権額の貸付金残高に対する割合は、滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和6年度は1.53%と、適正な水準を維持している。

（リスク管理債権の対象法人数）

令和4年度末：17法人 令和5年度末：19法人 令和6年度末：18法人

過去に借り入れた財政融資資金については、借入条件に従い遅滞なく償還を行ってきており、償還確実性についても問題ないとする。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度においては、貸付計画額600億円に対して貸付実績は459億円であり、執行率は約77%であった。資材の値上がり等による建築コストの上昇で、事業計画の変更・延期等をした学校法人があったことや、市中金融機関からの借入に変更する学校法人があったことが主な要因として考えられる。

令和8年度の要求にあたっては、令和6年度までの実績及び令和7年度の融資見込みや学校法人の借入要望を踏まえ、各費目の貸付計画額の規模を見直すことにより、運用残の抑制に努めている。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	－ 億円	192 億円	－ 億円
運用残率	－ %	70.6 %	－ %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

＜その他＞

6. 上記以外の特記事項

特になし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

<要求内容>

○「幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する優遇措置」の継続

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」により示されたこどもを産み育てやすい社会の実現に向け、少子化対策、子育て支援対策として、安心してこどもを預けられる環境整備を後押しする。

(参考)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2) 少子化対策及びこども・若者政策の推進

(加速化プランの本格実施と効果検証の徹底)

○「震災復旧融資に関する融資条件の優遇措置」の継続

東日本大震災、平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震により被災した私立学校の施設や教育研究活動の復旧支援のため5年間無利子融資等を継続する。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

Ⅷ. 地方経済の高度化

4. 福島を始め東北における新産業の創出・能登半島地震からの復旧・復興

「経済財政運営と改革の基本方針2025」

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(2) 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：日本私立学校振興・共済事業団)

1. 決算についての総合的な評価

令和 6 年度決算については、退職給付引当金の繰入等により、当期総損失を 0.1 億円計上した。

なお、新規貸付にあたっては、各学校法人の個別具体的な状況を勘案し、厳格な審査を行っている。貸倒引当金については、個々の学校法人の債務者区分及び担保分類に基づいて算出している。これらにより、安定的かつ健全な貸付事業を実施するための財務基盤の強化を図っているものと評価している。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産 5,109 億円 → 現金及び預金の増等により、前年度比 54 億円の増

○負債 3,954 億円 → 預り寄附金の増等により、前年度比 54 億円の増

○純資産 1,155 億円 → 積立金の減等により、前年度比 1 億円の減

(2) 費用・収益の状況

○費用 4,444 億円 → 配付寄附金の減等により、前年度比 40 億円の減

○収益 4,443 億円 → 寄附金収益の減等により、前年度比 35 億円の減